

第 838 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 5 年 10 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 838 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 838 回紫波町農業委員会総会は、令和 5 年 10 月 20 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 5 年 10 月 20 日(金) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 25 分
- 2 開催場所 紫波町役場 302 会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
報告第 2 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
 - 日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について
 - 日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第 4 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 日程第 8 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 4 出席委員 (11 名)

1 番	蒲 生 庄 平 君	3 番	大 沼 仁 志 君
4 番	鈴 木 芳 勝 君	5 番	山 田 讓 君
6 番	佐 藤 武 士 君	7 番	菅 川 正 君
8 番	高 橋 伸 夫 君	9 番	横 沢 一 則 君
10 番	佐 藤 廣 志 君	11 番	工 藤 姫 子 君
12 番	岡 市 充 司 君		
- 5 欠席委員 (1 名)

2 番	若 菜 千 穂 君
-----	-----------
- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	藤 根 あけみ 君
事務局次長	工 藤 信 吾 君
主任	横 沢 三重子 君

○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 838 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。
次第に沿って進めさせていただきます。
最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

このごろは急に寒くなり暖房器具が必要な気候になってきました。今年もこれまで全国各地で大雨による大きな被害が発生しております。幸いにも当地区では大きな災害もなくこの点ではまずまずの天候で推移したのではと思っています。

稲刈りはほぼ終了しましたが、今年はこれまで経験したことのない猛暑で、品質、数量ともに大きくばらつきがあったと思います。正確な数字は、後で示されると思いますが、私の周りからは平年の2割減、または10アール当たりで2俵少ないという声も聞こえてきます。

先日新潟大学で暑さに強いコシヒカリが開発されたニュースが報じられていましたが、これまで北日本では、寒さに強い米に品質改良が行われてきたと思っていたのですが、これからどうなるのでしょうか。今年の猛暑は稲作ばかりでなく農作物全般に大きな影響をもたらしています。さらには全国の山、川、海で猛暑によると思われる異変が起きています。

クマによる人的被害もその一つで、4月から9月のクマによる人的被害は全国で109人そのうち75%が東北地方で発生しています。今年はクマの餌となるドングリの大不作が予想され、10月にもさらに被害が増えるのではないかとされています。おそらくこの傾向はクマに限ったことではないと思われます。農業者人口の減少に伴う遊休農地の増加が鳥獣被害の増加に拍車をかけてきているものと感じます。

それでは本日の総会審議よろしくをお願いします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は、各項目についてご唱和をお願いします。

（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2番、若菜千穂委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において7番 菅川 正委員、8番 高橋 伸夫委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が7件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第2号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が3件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

工藤事務局次長。

○次長（工藤信吾君）

続きまして報告第2号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出が4件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上になります。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定につい

て、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 5 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明します。お手元に配布した農地法関係調査資料を併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、10 月 13 日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしくをお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番は、相続で農地を取得した譲渡人が非農家であることから、隣接する農地を耕作している方に農地を売却するものです。譲受人は、農機具を所有している認定農業者であり、農地の管理は問題がないと思われま。

付議番号 2 番は、農業後継者がいないため、農地を手放したいと希望している所有者が、今まで耕起作業を委託していた方に購入を依頼したものです。譲受人は、農機具を所有し、妻と 2 人で野菜を作付けする予定です。譲受人は周辺農地の耕起作業を受託しており、農地の管理は問題がないと思われま。

付議番号 3 番は、譲受人の親族が当該農地を含んだ宅地を購入し、居住する予定で購入するものです。当該農地は宅地に隣接する農地であり、菜園として利用する計画であります。

以上につきまして、審査内容は調査書に記載されているとおりです。

農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 6 ページをご覧ください。議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、10 月 13 日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただき、農業経営基盤強化促進法第 18 条に規定された要件を満たしていることをご判断いただいております。同意の上は 10 月 25 日公告予定です。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。本案は、新規 1 件の審議であります。

付議番号 1 番は、今までの耕作者が耕作できなくなったため、同地域に住んでいる■■■さんに耕作を依頼したものであります。利用権の設定を受ける■■■さんは、農機具一式を所有しており、農地の管理は問題ないと思われま。

農地調整小委員会では、今回の案件は地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（所有権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案7ページをお開きください。併せて調査資料8ページ以降に位置図を掲載しておりますのでご覧ください。

議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について2件の申請が出されております。

（議案書朗読）

本件につきましては、農地調整小委員会において審議されております。同意の上は、10月25日に公告予定です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第3号「農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について」、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、議案第1号の付議番号1番と同一の理由により、売買となるものですが、農業振興地域内にある農地であることから、農業経営基盤強化促進法に基づき、売買を行うものであります。

付議番号2番は、組田を解消するため、譲受人が主に耕作をしていた農地に集約をするものです。譲受人の■■さんは農機具一式を所有し、自己完結型で農業経営をおこなっているため農地の管理は問題がないと思われま

す。農地調整小委員会では、今回の案件は地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農用地利用集積計画（所有権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。議案書は8ページをご覧ください。また、別添調査資料は10ページとなります。申請件数は1件です。

（議案書朗読）

本件につきましては、10月13日に現地調査を実施しております。説明は以上となります。当該証明書の可否の決定につきまして本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤 廣志君）

農地法の適用外証明の現地調査結果を報告いたします。先般、事務局の工藤次長、私、宝木推進委員、畠山推進委員の4人で調査してまいりました。現地は国道4号線、滝名川近くの生コンクリート会社の敷地の一角で、その場所は駐車場として利用されております。会社内の敷地となっており、支障ないという結果になりました。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明します。議案書は 9 ページをご覧ください。また、別添調査資料は 11 ページから 13 ページとなります。申請件数は 1 件です。

（議案書朗読）

本件につきましては、10 月 13 日に現地調査を実施しております。説明は以上となりますが、申請に対する本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

報告いたします。10 月 13 日、先ほどの委員で調査をしてまいりました。事務局の説明にあったとおり広域農道から西側に入った、旧道と県道に挟まれた農地になります。道にはさまれた空き地の田になっているわけですが、屋根なしの資材置き場として業務上必要であり、周辺農地に影響はないと見てまいりました。また、地続きの不耕作の農地は次の議案で住宅の建築が予定されているようでございます。報告は以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

○議長（岡市充司君）

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 5 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明します。議案書は 10 ページをご覧ください。申請件数は使用貸借によるものが 1 件

です。調査資料は 14 ページから 16 ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上 1 案件につきまして、10 月 13 日に現地調査を実施しております。説明は以上となりますが、申請に対する本会意見の決定につきましてご審議をよろしく願います。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について報告します。前案と同様のメンバーで現地調査をしてまいりました。

前案件と地続きの場所でございます。水道、下水道、電気等のもろもろのインフラは問題なく、周りは建築資材の置き場であり支障はないと見てまいりました。以上が報告であります

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 6 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 838 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 25 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員